あった場合に、債務免除益 の役員が厳しい経済状況に

に本規定は適用されるのだ

とがある。それでは、こ

金額」という文言が使われ 本規定は適用され、「収入 得られた債務免除益にのみ

ている給与所得や退職所得 は適用されない、という

けた場合に、給与所得とし 社からの借入金の免除を受

ある会社の役員がその会

計算規定において「総収入

金額」という文言が使われ

いる事業所得などとして

II

ての債務免除益が生じるこ



による債務免除益の非課税 「科条の2」

はじめに

Ι

る課税問題として、銀行な 症 (COVID-19) の拡 題があろう。 に伴う債務免除益課税の問 どからの借入金の返済減免 な事業者がしばしば直面す とが予想される。そのよう 大に伴い、厳しい経営状態 に陥る事業者が出てくるこ 新型コロナウイルス感染

めて、私見を述べたい1。 を定めた所得税法44条の2 て、解釈論上の問題をまと 務免除益を非課税とする旨 務の減免を受けた場合に債 態にある個人の納税者が債 (以下「本規定」) につい 本稿では、厳しい経済状

> を論じる。 場合にのみ適用されるの されるのか、という適用の られる債務免除益にも適用 か、という適用要件の問題 従って債務の減免を受けた は、本規定は特定の手続に 範囲の問題を論じる。Ⅲで 本規定が給与所得として得 体的には、Ⅱにおいて、

れるか本規定は給与所得などに適用さ り立法化されたものであ る。現在では旧通達は廃止 が平成26年度税制改正によ 達36—17、以下「旧通達」) の取扱い(旧所得税基本通 なお、本規定は、通達上

得、山林所得および雑所得 では不動産所得、事業所 なかったことに対し本規定 除益を両建てする所得分類 このような考え方の根拠に が旧通達では明示されてい と明示されていることも (2項1号ないし4号)、

定主義)、その改廃によっ うか。しかし、租税法律主 ないのだから(課税要件法 通達は課税の根拠とはなら 義(憲法30条、84条)の下、 れるものと解すべきであろ っても、旧通達が廃止され 態にある納税者が給与所得 とした場合、厳しい経済状 に課税関係が影響を受ける に現在では、所得税が課さ こして得た債務免除益であ それでは、本規定が給与 得には適用されないもの

ことはないものと解すべき であろう4。したがって、 旧通達が廃止された現在で 法解釈によって、本規定の ることは、旧通達と同様の も、給与所得として得られ うに思われる。 た債務免除益が非課税にな 適用がなくともありうるよ

法183条) も生じないも が非課税になる結果とし であろう。また、給与所得 免除益は非課税となるべき のと解すべきである6。 て、源泉徴収義務(所得税 所得税法36条の解釈とし 規定の手続的な要件5を満 免除を受けた場合には、本 超過額分の借入金について にある役員が会社から債務 て、原則として、その債務 にさない場合であっても、 たとえば、債務超過状態

されるのか、学説が述べ、 かという点が問題となろ 債務の減免を受けた場合に 文書回答が示唆するよう 状態にあれば本規定は適用 べるように納税者が一定の のみ本規定が適用されるの に、何らかの手続に沿って

れば、原則として本規定は も、手続的な要件を充足す 超過額分について免除を受 ば、債務超過の事業所得者 ものと思われる。たとえ も、本規定は適用されうる 免を受けた場合でなくて のにすぎないのだから、特 経済状態について述べたも くまで債務者(納税者)の 則に従うものではなくて けた場合には、何らかの準 が事業用の債務のうち債務 定の準則に従って債務の減 この点、資力喪失とはあ

がされている。通達が述 適用されるものと解すべき であろう10

たい。

私見の詳

規定と旧通達では適用要件 の文言が少し変わっている 緩和するためにした債務の 民事再生法の適用を受けら 同意しておらず、破産法や 減免については、本規定の の納税者の債務超過状態を 的な債権者のみが債務超過 れない場合であっても11、 はなかろうか2。なお、本 適用対象と解して良いので たとえば事業の再建に協力 者が債務を減免することに に思われる。過半数の債権 釈論は少し厳しすぎるよう ない場合を指す、とした裁 **全額を弁済することができ** ただし、通達が述べる解 債務超過の状態が著し 旧通達の適用要件につ かつ将来において債務

である。

この事案の差戻控訴審判決

する平成29年広島高判は、 1号1頁参照。なお、後述

3 このような考え方を示

唆する文献として、奥谷健

ただし、

反対説として、片

義務も生じない旨が判示さ

(2015年) 46頁参照。

判批

税 務QA165号

神奈川大学 法学部助教

ものか 本規定の適用要件はどのような

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

とは、どのような状態を指 を喪失して債務を弁済する 受ける場合に加え、「資力 ある。それでは、資力喪失 すのだろうか。 合(以下「資力喪失」)」で ことが著しく困難である場 産法や民事再生法の適用を

は、破産法や民事再生法の 通達上は、資力喪失と

本規定の適用要件は、破

は「総収入金額に算入しな

本規定では、適用の効果

規定と異なり旧通達の効果 考え方もありえよう3。本

「収入金額又は総収入金

る(1項)。したがって、 い」もの、と定められてい

いたことや、損失と債務免

額に算入しない」とされて

るで。一方、有力な学説で の文書回答事例では、廃業 られている。。また、近時 すものと解すべきだと論じ は、一定の準則に従って債 態を指すものと解されてい れると解してよい旨の回答 につき、本規定の適用がさ 支援型の特定調停スキーム 務の減免を受けた場合を指 適用を受けられるような

状

> V おわりに

明確な運用や解釈論が確立 た、実際に本規定が適用さ されることが望まれる。ま ら、実例の検討を通して、 今後増加していくだろうか 本規定が適用される場面は 範囲および適用要件につ たうえで私見を述べた14。 き、先行する議論をまとめ 本稿では、本規定の適用

3項で確定申告書への記載 を求められている事項以上 済状態などにつき、本規定 れる前提で申告などをする 必要もあろう かりとした証拠を準備する とを証明できるようなしっ に、本規定の適用があるこ にあたっては、納税者の経

> 規、201 税務通達の読み方』(第一法 4 酒井克彦『アクセス 16年) 152頁

02). 項、所得稅法施行規則21条 他参考となるべき事項を確 失の事情の詳細およびその 債務免除益の価額、資力喪 旨、本規定の適用を受ける 定申告書 5 本規定の適用を受ける 求められている(本規定3 金額、免除を受けた年月日、 に記載することが

判例として、広島高判平成 義務が減額されるとした裁 6 旧通達の適用によって 給与等の支払者の源泉徴収 8日民 集72巻4号 日民 集72巻4号3 参照(最判平成30 除益)と、租税の関わり」 税理6巻10号(2017年) 13頁参照。

29年2月

353頁

17頁により確定)。 また、

12月に、当該論文を改訂の 71頁、同巻2号(2017年) は、こちらもご覧いただき の課税理論』(勁草書房))。 うえで盛り込んだ書籍を出 である。また、2020年 青山ビジネスロー・レビュ 務免除益課税の基礎理論」 版予定である(『債務免除益 1頁の議論をまとめたもの -6巻1号 (2016年) 本稿の内容は、拙稿「債 しい内容について として、田中治「源泉徴収 非課税所得に対する源泉徴 収は違法となるという見解 22年7月6日 民 集4巻5号 も源泉徴収義務が生じると し、非課税所得の支払から 571号 (2014年) 1 1277頁参照。 した判例として、最判平成 度等の存在理由」税法学 所得税基本通達44の2 55頁参照。ただ

版]』(弘文堂、2019年) 99頁参照。 金子宏『租稅法 [第23

権放棄が行われた場合の税 務免除益のうち債務超過額 債務超過の納税者が得た債 8日・前掲注(6)では、 て非課税となり、源泉徴収 分が、旧通達の適用によっ 務上の取扱いについて」。 (廃業支援型) に基づき債 |回答「特定調停スキーム 広島高判平成29年2月 平成30年6月4日付文

平成27年

10月8日集民25

除益が給与所得に該当する

とされた判例として、最判

員に対して供与した債務免 2 人格のない社団等が役

事再生法172条の3第1 による同意が必要である(民 生計画を可決するには、議 (権者 (債権者) の過半数 民事再生法において再

頁参照。

9号 (2020年) 45~48 泉徴収の問題点」税研20 山直子「居住者に対する源

国歳入法典第108) が適 用される。 本規定と類似する規定(内 超過者が受けた債務免除益 うち債務超過額分には、 なお、米国では、債務

28日税資262号順号11 大阪地判平成24年2月

山田俊一「債務の消滅(免 稿では先行する議論を全て た論稿として、たとえば、 った。本規定について論じ 取り上げることはできなか 紙幅等の都合から、本